

# 1 緑の少年団活動支援事業実施要領

## 1 事業の目的

次代を担う緑の少年団が，森林をはじめとする緑に親しみ，緑を守り，育てる活動を通じて心豊かに育つことを支援するため，この事業を実施する。

## 2 事業の内容および助成率

	事業名	事業主体	事業内容	助成率・助成金	提出様式
随 時 申 請  (事業実施前までに申請)	(1) 団服整備事業	各緑の少年団	緑の少年団の団服の整備に必要な経費の助成	新設団 10/10 既設団 5/10	(1) (2) (4) (6)
	(2) 団旗新調事業	各緑の少年団	緑の少年団の団旗の新調に必要な経費の助成	新設団 10/10 既設団 5/10 但し上限5万円	
	(3) 交流会参加促進事業	各支部	キャンプ活動など緑の少年団の交流会に必要な経費の助成	20,000円/回 但し1団につき年1回	
	(4) 交通費助成事業	各緑の少年団	かごしまみどりの基金及び県が主催するイベントに参加する場合に必要な交通費の助成(みどりの感謝祭，九州森林の日植樹祭，各地区植樹祭等)	1回につき 50,000円以内 ※自家用車の使用については別表1参照	
			離島の緑の少年団が催しに参加する場合に必要な交通費の助成 ※原則として，引率者1名，団員2名	種子島・甌島・三島村等 100,000円以内 奄美大島管内 200,000円以内	
3 月 末 日 ま で に 報 告	(5) 実践活動促進事業	各緑の少年団	実践活動の内容 ①森林の働きなどの学習 ②樹木の植栽，管理などの活動 ③森林でのキャンプやレクリエーション活動 ④木工や木の実の工作など ⑤花壇づくりなどの緑化活動 ⑥緑の募金活動 ⑦その他	予算の範囲内で別に定める。	(7)

### 3 事業実施主体

この事業は、緑の少年団鹿児島県連盟（以下「県連盟」という）が実施するものとし、これに必要な経費は、公益財団法人かごしまみどりの基金（以下「基金」という）が負担するものとする。

### 4 助成金交付申請

2の(1)～(4)の事業について助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）は、助成金交付申請書（様式1）に計画書（様式2）およびその他必要な書類を添付し、県連盟に提出する。

2の(5)の事業については毎年3月末日までに実績報告書（様式7）を所属する支部（地域振興局・支庁 林務担当課内）の指導を受けて県連盟に提出するものとし、これをもって助成金交付申請および実施報告とする。

### 5 助成金交付決定

県連盟は申請者から申請があったときは、内容を審査のうえ助成金交付決定通知書（様式3）により通知する。

### 6 事業実施報告

2の(1)～(4)の事業について、申請者は事業完了後、実施報告書（様式4）に実績書、収支決算書およびその他必要な書類を添付し、県連盟に提出する。

### 7 助成金の交付確定

県連盟は提出された実施報告書の内容を審査し、適正と認めるときは、助成金の額を確定し、助成金確定通知書（様式5）により通知する。

### 8 請求書の提出

助成金確定通知書を受けた申請者は、助成金交付請求書（様式6）を県連盟に速やかに提出する。

### 9 助成金の支出

県連盟は助成金交付請求書を受領後、速やかに助成金を交付するものとする。

### 10 事業報告書の提出

県連盟は事業終了後、速やかに各団体の活動実績をとりまとめ、緑の少年団支援事業実績報告書により基金に提出するものとする。

### 11 助成金の返還

助成金交付申請等に際して、内容等に虚偽または不実の記載があった場合は、県連盟は申請者に対し、助成金の返還を命ずるものとする。

## 附則

- 1 この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 31 年 2 月 14 日から施行する。
- 3 この要領は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。
- 4 この要領は、令和 6 年 1 月 4 日から施行する。

(4) 交通費助成事業：自家用車を使用する場合の交通費の積算方法について

自家用車を利用する場合は、下記(別表 1)の交通費を支給するものとする。

ただし、1 団体から複数の参加者がある場合の車両台数は、参加者数を 4 で除した数とし、端数が生じた場合は切り上げた数を上限とする。

(別表 1) 往復 1 台当たりの交通費

往復距離	交 通 費
～ 2 0 k m 未 満	5 0 0 円
2 0 k m ～ 5 0 k m 未 満	1, 0 0 0 円
5 0 k m ～ 1 0 0 k m 未 満	1, 5 0 0 円
1 0 0 k m ～	2, 0 0 0 円